

明治・大正期食品市場規則の特質

藤 田 貞 一 郎

- I 問題の所在
- II 明治期の市場規則
- III 大正期の市場規則
- IV 結論的覚書

I 問題の所在

公設小売市場の設置・中央卸売市場法の制定といった近代日本生鮮食料品流通史上の二つの大きな出来事は、いずれも大正期に起った出来事であった。この二つの出来事の歴史的¹位置付けについては、これまでに私なりの解釈を示しておいた。すなわち、日本資本主義の発達・工業化の進展・賃労働者層の増加・食料の自給自足性を失った都市居住人口の増大といった現象が、明治維新以来¹ 鉱工業部門に比す時これといった近代化をみることもなく推移して来た食料品流通機構のあり方に、急速な変革を迫るにたつた。わが国の産業構成において、食料品流通機構部門と¹ 鉱工業部門・食料品生産部門（青果物と水産物生産部門にわけた場合は、とりわけ水産物生産部門）の間の、いわゆる産業諸部門間の発展度の不均衡が生ずるに至った。そうして、それが極めてはっきりとした姿をとってあらわれた時

1 公設小売市場については、藤田貞一郎『京都市公設小売市場の50年—公設小売市場と日本資本主義—』京都市公設小売市場連合会、1969年。中央卸売市場法については、藤田貞一郎「中央卸売市場法の成立と生鮮食料品市場の構造—日本資本主義発達史の一駒—」『松山商大論集』（松山商科大学）第18巻第6号、1968年。なおまた藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究—中央卸売市場をめぐって—』隣人社より近刊の予定。

期が、第1次世界大戦を擁する大正期であった。そこに、都市居住人口への食料供給問題を解決するべく公設小売市場が設けられることになった。また、魚市場問題の解決をめぐる、中央卸売市場法制定の歩みが始ることになるのであった。

この時、すなわち大正12(1923)年に制定された中央卸売市場法²は、以後日本の生鮮食料品流通機構のあり方を決定するに極めて大きな作用を及ぼした。ところで、この中央卸売市場法は、食料品流通機構の取締・統制に当る規則が一国の法律という形をとって現実化されたという点で、日本資本主義の発達過程の特質を考える上にひとつの大きな手掛かりを与えているように思う。

さて、この中央卸売市場法が出現する前提条件を明らかにするために、私はこれまでの所、魚市場法案と公設小売市場設置の二点に注目し、何がしかのことを究明して来た。そこで今度は、中央卸売市場法制定以前とそれにもとづく中央卸売市場開場以前の各道府県の食品市場規則の特質を検討してみたい。そうすることによって、中央卸売市場法制定の歴史上の意味と日本資本主義の発展過程の特質を更に明確にすることが出来るであろう。

各道府県の多くは、明治・大正・昭和期を通してそれぞれの実情と必要に応じて、食品市場規則を主として条令の形をとって設けている。したがって、明治・大正期の食品市場規則の特質をさぐることによって、中央卸売市場法制定以前とそれにもとづく中央卸売市場開設以前の取締のあり方³

2 中央卸売市場法は、昭和46(1971)年に成立した卸売市場法によってとって代られた。しかし、その基本的性格のかかなりの部分はいままなお卸売市場法に受けつがれている。

3 中央卸売市場法が大正12(1923)年に制定されてから、現実には中央卸売市場が各地に開設されるまでには、その法律の具体的適用と解釈をめぐる様々な利害の対立があった。(その代表的な出来事が主として水産物流通機構において起った単複問題である。) そのため、最初の中央卸売市場たる京都市中央卸売市場の開場も昭和2(1927)年と時間的ずれがある。本文のような表現と時期区分をする理由はここにある。

を知ることが出来よう。また中央卸売市場開場以後における、中央卸売市場法の適用を受けない地域における食品市場の取締りのあり方を知ることが出来よう。ただし、本稿では表題に明示したように、明治・大正期の食品市場規則の特質を探ることにとどめておきたい。

この時期の食品市場規則を収載した資料としては、管見するところ以下のようなものがある。いずれも政府関係機関の手になるものである。資料作成年代順にあげてみよう。

- (1) 内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』大正8(1919)年11月
- (2) 農商務省水産局『現行魚市場規程集』大正10(1921)年12月
- (3) 商工省商務局『庁府県制定食品市場規則』大正14(1925)年4月
- (4) 内務省社会局社会部『公設市場概況』昭和6(1931)年3月
- (5) 商工省商務局『道府県食品市場規則』昭和9(1934)年3月
- (6) 厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』昭和13(1938)年12月

この6つの資料をひもとけばすぐにわかることであるが、同一の規則が2つ以上の資料にわたって収載されているという例が極めて多い。このことは、市場政策にたずさわる政府関係機関の整備が十分でないことを示唆している。農商務省とその分身である商工省が資料を作成していることには一種の一貫性は伺える。が、内務省や厚生省までが同じような資料を作成している点に、戦前の日本政府の市場問題に関する行政機関の整備のおくれが伺えるように思う。

それはともかく、この6つの資料から明治・大正期の食品市場規則を取り出し、その特質を調べてみよう。どうということがわかるであろうか。これ迄の所では、中央卸売市場法制定以前の食品市場規則の特質について小金義照氏と作道洋太郎氏の指摘がある。すなわち小金氏は主として明治期の取締規則を念頭にしながら、それらの特質は「主トシテ警察的見地ニ立

脚シタ規定が大部分ヲ占メテ居ル⁴』という。また、作道氏は大正期の取締規則を念頭にしながら、「これらの規則に共通する特徴のひとつに、市場における衛生を保つことに注意が向けられていることがあげられる。市場における価格形成の点は、この時期においては十分意識されていなかったといふことができる。⁵」と主張される。だが、事実はどうであろうか。それを調べてみよう。

II 明治期の市場規則

第1表に、先にあげた資料に記載されている明治期の市場規則を全部あげた。この表にあげられない県は、いずれもこの時期には、食品市場に関する規則を設けていない。また、ここにあげられた各道府県の市場規則は、いずれも資料作成当時効力を有していたものに限られている。したがって、この時期には新しい規則が出来たために廃止されていたような規則はとりあげていない。すなわち、大阪は明治16(1883)年12月28日甲第99号市場規則・千葉は明治18(1885)年6月甲第75号・富山は明治19(1886)年2月甲第12号・兵庫は明治22(1889)年1月県令第1号・福島は明治22(1889)年4月県令甲第45号・鳥取は明治30(1897)年3月県令第27号・山口は明治42(1909)年県令第12号市場取締規則をそれぞれ先行する規則として有していたことは資料から明らかである。にもかかわらず、これらの先行規則のことを一応捨象して論じていこうとするのは、現在の所その内容までは知るを得ないからである。

こうした限界はありながらも、第1表をみながら明治期の市場規則の特質について、以下のようなことを指摘し得ると私は考える。

4 小金義照『中央卸売市場法』小松印刷所、1932年、14-15ページ。

5 作道洋太郎「生鮮食料品市場の歴史的展開」（作道洋太郎・安沢みね・川上雅・藤田貞一郎『生鮮食料品の市場構造』河出書房、1967年）、225-226ページ。

- (1) 近畿圏以西の府県を西日本とし、それ以外の道府県を東日本とすると、明治期に食品市場に関する規則を有していた道府県の割振は東日本に15、西日本に12となる。つぎに、それらの規則を制定年度の点からみると、(第1表には採録されなかった先行規則のことを考慮に入れても)東日本の市場規則の制定年度は前期に多く、西日本の市場規則の制定年度は後期に多いことがわかる。のちにみる所であるが、この点は大正期の市場規則の多くが西日本の府県のものであるという現象と密接につながる重要な事実である。
- (2) 規則の名称と取扱品目特定化の有無についてみると、明治24(1891)年の福岡県の魚市場規則から、はっきりと食品市場に関する規則であることを明示した名称が使われるようになる。尤も、その後にあっても規則の名称にも条文の中にも、食品市場に関する規則であることを特定しない規則がみられる。たとえば、明治32(1899)年の秋田県の市場取締規則の第1条は「本則ニ於テ市場ト称スルハ定時ニ於テ衆人集合シテ諸物品ヲ売買スル一定ノ場所ヲ云フ」(注…^{マツ}圈点は筆者・以下同様)とするにとどまる。しかし、全般的傾向としては、商品一般の市場規則でもって取締られていた段階から食品市場に関する特定規則によって取締られる段階へと移行していつている。のちにみる所であるが、この点は大正期の市場規則の多くが(徳島県の市場取締規則を除外例として)食品市場に関する規則であることを特定しており、かつまた魚市場に関する規則が多いという現象と密接につながる事実である。
- (3) それぞれの規則の規制の対象となる市場が卸売市場であるのか、小売市場であるのか、或いはまたその両者であるのかという点については、明治期の市場規則の多くは余り関心を払っていない。たとえば、明治30(1897)年の山梨県の食品市場取締規則の第1条が「本縣^(マツ)ニ於テ食品市場(以下市場ト単称ス)ト称スルハ営業者申合せ一定ノ日時場所ニ於テ公

＝魚鳥獸肉並ニ蔬菜果物類ノ売買取引スル所ヲ云フ」とするよう、食品ノ売買取引をなす所を規制の対象とするということで満足し、卸売市場とか小売市場とかの弁別・定義の必要すら感じていないようである。そうした中で、とも角も弁別・定義しているものが10例ある。そのうちの6例は後半に属する。たとえば、明治43(1910)年の佐賀県の市場取締規則の第1条は「本則ニ於テ市場ト称スルハ多衆相集リ魚介、鳥獸肉、海藻、果物、蔬菜等ノ売買交換又ハ糶売ヲ公行スル場所ヲ云フ」とする。この場合、売買交換は小売市場を想定しており、糶売は卸売市場を想定していると考えられる。こうした点は、大正期の市場規則の多くはこれを果しているという事実と結びつけて考える時、何かを語っているのかも知れない。食料品流通機構の中に卸売市場と小売市場の区分の明確化が時代を経るに従って進んで来るということをや或いは語っているのかも知れない。だが、前半にも4例あることから(ただし、前半の4例のうち食品市場に関する規則であることを特定しているのは、明治24(1891)年の福岡県の魚市場規則だけであるが。)、この推測的結論は無理かも知れない。今の所、一義的結論は差し控えねばなるまい。

- (4) 取引方法規定については、明治42(1909)年の北海道の市場取締規則を以って初見とする。(この点は、条文解釈上の議論の余地もなく明白である。) すなわち、その第1条は「本則ニ於テ市場ト称スルハ他人ノ委託ヲ受ケテ魚介類、鳥獸肉類、野菜、果物類ヲ糶売スル常設ノ場屋ヲ云フ」と規定し、更に第4条で「市場開設ノ許可アリタルトキハ糶売方法及諸手数料額ヲ定メ北海道庁長官ノ認可ヲ受クヘシ」、また第8条で「市場開設者ハ第三条第六ニ掲ケタル物品ノ販売ヲ委託セラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス」と、卸売市場における糶売と委託の規定を明示している。この規定は、実は、中央卸売市場法の第14条「中央卸売市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ方法ニ依ルヘシ」と中央卸売市場法施

行細則の第31条「開設者又ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ正当ノ事由ナクシテ販売ノ委託ノ引受又ハ売買ノ参加ヲ拒ムコトヲ得ス」とする規定に精神的につながっている。

ここで、奇妙に符節を一致させる現象が当時、大日本帝国の植民地であった関東州・台湾・朝鮮（ただし、樺太は除く）の食品市場に関する規則に伺えることを付け加えておきたい。すなわち、明治39(1906)年の関東州の魚市場規則は第1条で「此ノ規則ニ於テ魚市場ト称スルハ一定ノ場所ニ於テ競売ノ方法ニ依リ水産物ノ委託販売ヲ為スモノヲ謂フ」とし、また第8条で「魚市場ハ水産物販売ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ス但シ正当ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラス」としている。つぎに明治44(1911)年の台湾の魚市場規則は第1条で「此規則ニ於テ魚市ト称スルハ一定ノ場所ニ於テ競売ノ方法ニ依リ手数料ヲ徴シテ魚類ノ委託販売ヲ為スヲ謂フ」とし、第6条で「魚市設立者ハ正当ノ理由ナクシテ魚類販売ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ス」としている。また大正期になるが大正3(1914)年の朝鮮の市場規則は第1条で「委託ヲ受ケ競売ノ方法ニ依リ水産物蔬菜又ハ果物ノ販売業ヲ行フ場所」を市場形態の一つとしてあげ、第8条で「委託ヲ受ケ競売ノ方法ニ依リ水産物蔬菜又ハ果物ヲ販売スル営業ヲ為サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ市場経営者ノ同意ヲ得タルコトヲ証スル書面ヲ添附シ道知事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ」とした上で、第14条に「第八条ノ許可ヲ受ケタル者ハ営業規程ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ営業貨物ノ販売委託ヲ拒ムコトヲ得ス」としている。

このように、当時の植民地における規則が、いずれも中央卸売市場法の基本的特質の一つである競売と委託の規定を有している事実をどう解釈すればいいのだろうか。この点については、時の大日本帝国政府にとっては、植民地は日本資本主義の発展のための制度的措置の実験場であったという事情が考えられる。誤解を恐れずに云えば、宗主国たる日本

にとっては、植民地には顧慮すべき、はたまた斟酌すべき経済的利害状況はなかった。歴史はなかったのである。だから、いずれは日本本国(内地)で採用しなければならぬと考えられる制度・機構・規則といったものを、それらの植民地が植民地化する以前に有していた経済的利害状況を捨象して自由に採用してみたのであろう。そういえば、大正7(1918)年2月6日に東京商業会議所が提出した「公設市場設置ニ関スル案」も、その時点で公設市場の機構を有するものとして台湾⁶をあげている。

ところで、上述の北海道の市場取締規則に代表される『植民地型市場規則』における取引方法の規定に対して、大分・兵庫・佐賀・宮崎・千葉・島根といった内地の諸県の市場取締規則の取引方法の規定のあり方はその系列を異にしている。

すなわち、大分県の明治42(1909)年の青物及乾物類市場取締規則は第12条で「市場開設者ハ故ナク公衆ノ取引ヲ拒絶シ又ハ制限スルコトヲ得ス」とし、第15条で「市場内ニ現存スル商品ノ外売買交換スルコトヲ得ス」という内容のものである。兵庫県の明治43(1910)年の食糧品市場取締規則、佐賀県の明治43(1910)年の市場取締規則、千葉県の明治44(1911)年の市場取締規則は、この点この大分県の系列に入る。

宮崎県の明治43(1910)年の市場取締規則は第10条の4で「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス定額以上ノ手数料ヲ徴収シ若ハ仲買人ニ対シ市場規約違反ノ所為ヲナシ其他本則ニ違反ノ行為アルヘカラス」とする。また、島根県の明治45(1912)年の魚市場取締規則は第6条の2で「魚市場ニ於ケル売買呼称ハ實際価額ヲ用ヒ符号又ハ暗号ヲ使用スルコトヲ得ス」とする。

以上条文を挙げ説明したように、取引方法の規定の仕方には、形式の差はあるにしても、明治42(1909)年の北海道の市場取締規則から取引方

6 服部文四郎『公私小売市場の研究』同文館、1939年、229ページ。

法に関する規定が入れられようになっていることに注目しておきたい。ここにおいて、従来の小金氏・作道氏の理解の仕方に疑問が投げかけられる。

- (5) 市場圏規制についても、中央卸売市場法以前に法制史上の前史が見受けられる。

第1表に明らかなように、初発としては明治19(1886)年の滋賀県の市場取締規則の例があるが、これは爾後の例と全くその質を異にする。この市場取締規則は『明治前期型』ないしは『東日本型』ともいうべきもので、食品市場に関する規則であることを特定しない一般市場規則である。したがって、成程市場圏規制の条項はあるが、中央卸売市場法に直接つながるものではないと考える。この規則と高知県の食品市場取締規則の間に時間的空白のあることも、この判断を補強して呉れる。それはともかく、念の為に滋賀県の市場取締規則の当該条項をあげておこう。

「第六条 同町村及隣接町ニ於テ同性質ノ市場ヲ開設スルモノニシテ營業上保護ニ必要ト認ムルトキハ特ニ免許区域ヲ指定シ又ハ双方ヘ規約ノ締結ヲ命スルコトアルヘシ若シ其命ヲ拒ミ又ハ遅延スルトキハ其一方若シクハ双方ノ市場ヲ停止スヘシ」

さて、中央卸売市場法の前史として注目すべき市場圏規制の規定をもった規則の初発は明治41(1908)年の高知県の食品市場取締規則である。その第11条は「生魚市場ハ同種ノ市場トノ距離一里以上ニアラサレハ開設ヲ許サス但シ特別ノ理由アルモノハ此限ニ在ラス」と規定する。成程、ただし書きはあるにしても、この規定は食品市場における複数市場の競争を否定し、一地区一市場原則を考えているものとして注目される。同種の市場との距離1里以上ということは、直径2里の範囲内には同種の市場を認めないということになる。とすると、大都市は別にして中・小都市ならば、この範囲内にすっぽり入ってしまうことになる。すなわ

ち、大都市を除くすべての市町村は1市場ということになってしまう。その故か、所によっては市場圏規制を距離に従って行うのではなく、各市町村に1市場と規定している例がある。たとえば、明治44(1911)年の山口県の魚市場取締規則は第12条で「常設市場及定期市場ニ在リテハ一市町村内ニ一箇所ヲ超ユルコトヲ得ス」としている。北海道の明治42(1909)年の市場取締規則・大分県の明治42(1909)年の青物及乾物類市場取締規則はこの系列に入る。明治43(1910)年の宮崎県の市場取締規則は距離を基準としており、高知県の系列に入る。

以上条文を挙げ説明したように、市場圏規制の仕方には、形式の差はあるにしても、明治41(1908)年の高知県の食品市場取締規則から市場圏規制に関する規定が入れられるようになっていることに注目しておきたい。ここにおいても、従来の小金氏・作道氏の理解の仕方に修正の要が感じられる。

- (6) 中央卸売市場法制定以前の食品市場取締規則の検討を進めていく上で最も注目すべき条項が市場開設に当たりの市町村・漁業組合・産業組合優先条項である。この条項の初発は、山口県の明治44(1911)年の魚市場取締規則である。すなわち、第13条は「市町村、漁業組合又ハ産業組合ニ於テ市場開設ノ出願ヲ為シタルトキハ出願ノ前後ヲ問ハス私人ニ先チ之ヲ許可ス」と規定している。この条項はすでに触れた第12条の市場圏規制の規定と共になる時、極めて深い意味を含んで来る。すなわち、この規則が食料品流通機構における生産者優遇策であることを意味しているのであり、更に明確に云えば食料品流通機構における前期的商業資本を破砕する規則であることを語っているのである。そして、第2表にみるようにこの条項は大正期の市場規則にはしばしばうたわれるのである。

それはとも角、この山口県の魚市場取締規則のように、漁業組合・産

第2表 大正期の市場規則

道府県名	規則の名称	制定年度	取扱品目特定の有無	対象市場の卸売・小売の別	取引方法規制の有無	市場圏規制の有無	市町村・漁業組合・産業組合優先条件の有無	卸売・仲買人規定の有無	備考
①香川	魚市場取締規則	大正3年	○	卸 売	○	○	×	×	漁業組合・産業組合の共同販売所には適用せず
②福井	〃	〃	○	〃	○	×	×	×	
③徳島	市場取締規則	4	×	卸売・小売	○	○	○	×	
④大分	水産物委託販売業取締規則	6	○	卸 売	○	○	○	×	
⑤熊本	魚市場業取締規則	〃	○	〃	○	○	○	○	
⑥山形	魚市場取締規則	7	○	×	○	×	×	×	
⑦長崎	市場取締規則	〃	○	×	×	×	○	○	
⑧奈良	〃	8	○	卸売・小売	○	×	×	×	
⑨熊本	海産物売買取締規則	10	○	〃	○	○	×	○	
⑩神奈川	食品市場営業規則	〃	○	〃	×	×	×	×	
⑪香川	魚市場取締規則	12	○	卸 売	○	×	○	×	
⑫高知	食品市場規則	14	○	〃	○	○	×	○	
⑬山口	魚市場規則	〃	○	卸売・小売	○	○	○	×	
⑭福岡	魚市場規則	15	○	卸 売	○	○	○	○	
⑮愛媛	魚市場取締規則	〃	○	〃	○	○	○	○	
⑯徳島	市場取締規則	〃	×	卸売・小売	○	○	○	×	
⑰広島	魚市場規則	〃	○	卸 売	○	○	○	×	
⑱愛知	食品市場規則	〃	○	卸売・小売	○	×	×	×	

注(1) 各欄の記入の仕方は第1表のそれに準じている。

(2) ①, ③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, は内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』(大正8年)によった。それ以外は商工省商務局『道府県食品市場規則』(昭和9年)によった。

業組合の優先を条文にうたうことが出来なかった所に、中央卸売市場法
の特質があるのであり、また中央卸売市場法の施行対象となった大都市
食品市場の経済的利害状況の現実があったといえるように思う。

- (7) 卸売人・仲買人の規定を規則上あらためて行ったとみられるのは、明
治43(1910)年の宮崎県の市場取締規則である。その第1条の2は「本則
ニ於テ仲買人ト称スルハ市場ニ附属シ取引セラルル商品ノ仲買又ハ仲取
ヲ為ス者ヲ云フ」としている。これによって仲買人は食品市場における
荷捌卸売機能を果たすものと規定・解釈されていたことが判明する。

以上、私は明治期の市場規則の特質を7項目に分って吟味して来た。そ
の結果、本章の一応のまとめとして、次のようなことは云っておいて良い
だろう。明治期の食品市場は、その前期においては、設立願主義乃至は一
般商品市場の取締規則で規制されていた。前期の後半段階になると、食品
市場に特定の取締規則で規制されるようになった。しかし、この段階にお
いては、取引方法や市場圏の規制といった経済上の条項はまだ現われな
い。経済上の条項を含んだ食品市場に特定の規則で規制されるようになる
のは、明治後期のことである。食品市場規則について云う限り、明治前期
と後期のわかれ目は、明治41(1908)年にひとまずおけるであろう。そうし
て、東日本の市場規則の多くは(東日本型と仮称する)前期に属し、西日
本の市場規則の多くは(西日本型と仮称する)後期に属するといつて良い
だろう。それに、北海道に代表される行政機関の意図の最も明白な植民地
型が後期に属する。

7 千葉の市場取締規則はまだしも、新潟の市場取締規則は制定年度が明治42(1909)
年というだけで、完全な前期型・東日本型である。ここで問題となるのは、表で
みる限り大阪も前期型・東日本型のようにみえる点である。これについては、大
阪における徳川期以来の商業資本の根強さがこうした様相をとらせていると考え
たい。

さて、それでは上述したような明治期における道府県市場規則史の歩みは、大正期にはいかなる推移を辿っていくのだろうか。それを次の章で詳しく吟味しよう。

Ⅲ 大正期の市場規則

大正期に制定された市場規則は第2表にみるように16県の18の市場規則である。前章と同じくここでも7つの項目に分って、大正期の市場規則の特質をみていこう。

- (1) 大正期に制定された食品市場に関する規則の地域別割振は東日本に4、西日本に14となる。圧倒的に西日本が多い。この期に新たに食品市場に関する市場規則を制定した府県は西日本に6、東日本に1の割振となる。この点においても、西日本が圧倒的である。明治期の市場規則の改正を含めて、西日本の府県の市場規則の制定が圧倒的に多いということは、大正期における西日本地域において従来の食料品流通機構のあり方に問題が山積していたことを推測せしめる。それでは、その問題とは一体いかなるものであろうか。次項以下が若干の解答を与えるであろう。
- (2) 規則の名称と取扱品目特定化の有無についてみると、大正4(1915)年と大正15(1926)年の徳島県の市場取締規則を除いてはいずれもはっきりと食品市場に関する規則であることを示している。しかも、香川・福井・大分・熊本・山形・山口・福岡・愛媛・広島市場規則は、いずれも水産物市場に関するものである。大正期に制定された市場規則18のうち11が水産物市場に関する規則となっている。水産物市場に特定した規則としては、はやくも明治24(1891)年に福岡県の魚市場規則がある。が、しかし第1表をみればわかるように、これは取引方法や市場圏の規定を欠いており、爾後の魚市場規則とは型を異にする。明治前期の福岡県の魚市場規則とは異なり、取引方法や市場圏規制或いは漁業組合優先条項

を備えた魚市場規則は、明治44(1911)年の山口県の魚市場取締規則をもってはじまる。そして、この型は明治45(1912)年の島根県の魚市場取締規則を経て、大正期の各県の魚市場規則へとつらなっている。ここで、福井・山形を除外例とすれば、魚市場規則の制定をみたのは、山口・島根・香川・大分・熊本・福岡・愛媛・広島(西)日本水産県であるという点に注目しておきたい。かくして、大正期の食料品流通機構では、水産物市場の方が青果物市場よりも、問題が山積していたと考えられる。この点は、中央卸売市場法立法史が何よりも魚市場法案すなわち水産物市場改革の問題より発生するとした従来(の)の判断が正しいことを意味している。また、日本資本主義発達史の一齣としての生鮮食料品流通機構の変革は、青果物市場からではなくて水産物市場からはじまるのであり、またそこに日本資本主義発達史の一つの特質がある(と)考える私の判断があまりでないことを示している。

- (3) それぞれの規則の規制の対象となる市場が卸売市場であるのか小売市場であるのか或いはまたその両者であるのかという点については、大正期の市場規則の多くはこれに関心を払っている。

明治期の多数派すなわち無関心派は、大正7(1918)年の山形県の魚市場取締規則と長崎県の市場取締規則とわずかに二例の少数派となっている。前者は第1条で「本則ニ於テ魚市場ト称スルハ生魚介ノ類(一塩物ヲ含ム)ヲ蒐集シ多数人相会シテ売買取引ヲ為ス一定ノ場所ヲ謂フ」とし、後者は第1条で「本令ニ於テ市場ト称スルハ多数ノ売方及買方カ水産物(製造品ヲ除ク)蔬菜又ハ果物ノ取引ヲ為スニ要スル一定ノ場所ヲ謂フ」とするにとどまる。

これに対して、その対象市場をはっきりと弁別・定義している大正期多数派の例として、大正3(1914)年の香川県の魚市場取締規則と大正4(1915)年の徳島県の市場取締規則をあげてみよう。前者は第1条で「本

則ニ於テ魚市場ト称スルハ一定ノ場所ヲ設備シ漁獲物ノ委託販売ヲ為スモノヲ云フ」とし、後者は第1条で「一、競売ノ方法ニ依リ貨物ノ売買其他取引ヲ行フ場所。二、營業者多数会合シテ相互間又ハ公衆ニ對シ貨物ノ売買其他取引ヲ行フ場所。三、(略)」を市場とすると述べている。

こうした弁別・定義の傾向は、公設小売市場の設置を切掛けとして小売市場形式が発展して来た事情と一定のつながりがあることかも知れない。だが、この項目は明治期の場合にもそうであったように、一義的結論は今の所差し控えねばなるまい。

- (4) 取引方法規定については、大正7(1918)年の長崎県の市場取締規則と大正10(1921)年の神奈川県の食品市場営業規則以外はいずれもこれを備えている。そうして子細にそれぞれの条文を検討する時、これに大きくわけて二つの形式を区別し得る。一つは、明治期の市場規則の章でいう所の植民地型市場規則の形式であり、今一つは内地型市場規則の形式である。

さて、大正期になると、内地の市場規則にも、明治期には北海道を代表とする植民地型市場規則にみられた競売と委託の取引方法の規定がよくみられるようになる。尤も、条文の表現の仕方には何がしかの変化と精粗がある。が、全般的にみた場合、中央卸売市場法制定後はこれにならって、精密の度を加えている。次に精粗両者の代表的条文をあげておこう。粗の一例として、大分県の大正6(1917)年の水産物委託販売業取締規則をあげよう。これは、その第1条で「本則ニ於テ魚市場ト称スルハ加工又ハ乾燥セザル水産動植物ノ競売ヲ為ス場所ヲ謂フ本則ニ於テ水産物委託販売業ト称スルハ加工又ハ乾燥セザル水産動植物ノ委託ヲ受ケ之ガ競売ヲ為ス業ヲ営ムヲ謂フ」とし、第17条で「水産物委託販売業者ハ競売ヲ為ス時価格ヲ表示スルニ符号又ハ暗号ヲ用ユルコトヲ得ズ」とし、第22条で「水産物委託販売業者ハ委託者ヨリ販売ノ要求アリタルト

キハ直ニ応ズベシ」と、いつている。

また精の一例として、広島県の大正15(1926)年の魚市場規則をあげよう。これは、第14条で「販売ノ業務ヲ為ス者ハ魚市場規程ニ定ムル場合ヲ除クノ外販売ノ委託ノ引受又ハ売買ニ参加ヲ拒ムコトヲ得ズ」とし、第15条で「魚市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ方法に由ルベシ但シ魚市場規程ニ定ムル特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とし、第16条で「魚市場ニ於ケル売買評価ハ符号暗号ヲ用フルコトヲ得ズ」とし、第22条で「販売ノ業務ヲ為ス者ノ手数料トシテ收受スル金額ハ売買代金ノ百分ノハヲ超ユルコトヲ得ズ」とし、第23条で「販売ノ業務ヲ為ス者ハ魚市場規程ニ定ムル場合ヲ除クノ外荷主ニ対シ売買代金ノ支払ハ商品ヲ販売シタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ為スベシ」とまでいつている。

以上手数料の額をも規則で上から規定し、代金決済も二日以内とするなど、糶売と委託の規定が一層徹底化されて来ていることが伺える。ともあれ、この大分県と広島県の規則の間に位置するのが、以下の規則である。福井県の大正3(1914)年の魚市場取締規則・香川県の大正3(1914)年の魚市場取締規則・徳島県の大正4(1915)年の市場取締規則・香川県の大正12(1923)年の魚市場取締規則・高知県の大正14(1925)年の食品市場規則・山口県の大正14(1925)年の魚市場規則・福岡県の大正15(1926)年の魚市場規則・愛媛県の大正15(1926)年の魚市場取締規則・徳島県の大正15(1926)年の市場取締規則。

上述した諸規則とは若干ことなる取引方法規定の条文を有しているのが以下の規則である。これらの規則に共通する性格として糶売と委託の規定が明確でないという点があげられる。熊本県の大正6(1917)年の魚市場業取締規則・山形県の大正7(1918)年の魚市場取締規則・奈良県の大正8(1919)年の市場取締規則・熊本県の大正10(1921)年の海産物売買取締規則・愛知県の大正15(1926)年の食品市場規則。

これらの規則にあらわれた取引方法の規定を条文を引用しながら紹介してみよう。大正6(1917)年の熊本県の魚市場業取締規則は第3条で「許可ヲ受ケタル魚市場業者ノ外何人ト雖モ第一条第一項ノ物品ニ関スル売買ノ取次、仲立、買付又ハ此等類似ノ營業ヲ為スコトヲ得ス」とする。また、大正7(1918)年の山形県の魚市場取締規則は第6条で「魚問屋業者ハ魚市場ニ於テスルニ非サレハ營業ヲ為スコトヲ得ス」とし、第11条で「魚問屋業者仲買業者又ハ小売業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス魚市場外ニ於テ市場ニ紛ハシキ行為ヲ為スコトヲ得ス」とする。大正8(1919)年の奈良県の市場取締規則は第3条で「食品問屋業者同仲買業者又ハ小売業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス市場以外ニ於テ市場ニ紛ハシキ行為ヲ為スコトヲ得ス」とする。また、大正15(1926)年の愛知県の食品市場規則は第6条で「市場ノ名称中ニハ市場ナル文字ヲ用フベシ」とする。以上にみるように、食料品流通機構において、食品市場規則による市場に食料品取引の主流としての位置を与えようとしていることが伺われる。

なおまた、熊本県の大正10(1911)年の海産物売買取締規則は第11条で「魚市場ニ於ケル売買ノ評価ハ符号ヲ用フベカラズ」とし、第20条で「仲買人ハ一ノ魚市場ニ所属シ其ノ魚市場業者以外ノ者ヨリ第一条ノ物品ヲ買入ルルコトヲ得ズ」としている。すなわち、卸売市場は、卸売人と専属の仲買人によって構成されるとの取引機構についての理解を示しているのである。

ともあれ、大正期の市場規則の多くが取引方法に関する規定を備えていることはたしかである。明治期に北海道に代表される植民地型市場規則にあらわれた糶売と委託の規定がますます精密化されて採用されていることはたしかである。この精密化傾向に中央卸売市場法制定の影響があったこともたしかである。

- (5) 大正期に入ると共に市場圏規制を有する市場規則の数は更に多くなる。大正期に制定された市場規則18のうち11が、これを有している。市場圏規制の仕方は、明治期のそれと同様に距離基準と行政単位基準の二種類ある。すなわち香川県の大正3(1914)年の魚市場取締規則は第7条で「魚市場ノ設置ハ各市町村一箇所ニ限ル」としている。この系列に入るのは、大分県の大正6(1917)年の水産物委託販売業取締規則・熊本県の大正6(1917)年の魚市場業取締規則・同じく熊本県の大正10(1921)年の海産物売買取締規則・山口県の大正14(1925)年の魚市場規則・福岡県の大正15(1926)年の魚市場規則・愛媛県の大正15(1926)年の魚市場取締規則・徳島県の大正15(1926)年の市場取締規則・広島県の大正15(1926)年の魚市場規則である。

他方、距離基準は、たとえば、大正4(1915)年の徳島県の市場取締規則である。その第3条は「市場ノ地区ハ附近一里以内トス同一物件ノ市場ハ既設市場ノ地区内ニ於テ之ヲ許可セス」とする。この系列に入るのは、大正14(1925)年の高知県の食品市場規則である。

すでに前章で言及した所であるが、この市場圏規制の条項は、次の市町村・漁業組合・産業組合優先条項と共にある時、極めて重要な意味を含んで来る。

- (6) 市場開設に当つての市町村・漁業組合・産業組合優先条項は、明治期では山口県の魚市場取締規則の1例のみであった。だが大正期になると10例を数えることが出来る。この生産者優先策が、大正期の市場規則の主流である感を与える。

実例として、まず大正12(1923)年の香川県の魚市場取締規則の第8条をあげよう。「漁業組合又ハ同聯合会ニ於テ組合員ノ漁獲物ヲ共同販売スル目的ヲ以テ市場開設ノ出願ヲ為シタルトキハ出願ノ前後ヲ問ハズ私人ニ先チ許可スルコトアルベシ」

こうした生産者優先策・前期的商業資本破砕の意図を最も明瞭にあらわしたものが大正7(1918)年の長崎県の市場取締規則の第9条である。それによれば、「市町村又ハ水産組合、漁業組合、産業組合若ハ其ノ聯合会ニ於テ市場ヲ開設スルトキハ知事ハ必要ト認ムル地区内ニ於ケル個人又ハ会社ニ対シ許可シタル市場ノ廃止ヲ命スルコトアルヘシ」

明治後期から経済社会において問題となって来た食料品流通機構の改革に際しての問題の所在、前期的商業資本の支配を破砕し、近代的食料品流通機構を設定しようとした行政機関の意図を、こんなにもあからさまに語ったこの規則は私をしていわしむれば見事の一語につきる。

だが、前章で述べたように、東京・大阪・京都といった徳川期の三都を含む大都市市場を主たる対象とする中央卸売市場法においては、前期的商業資本の力の強さの故に、ここまであからさまにその意図を述べることは出来なかった。そこに中央卸売市場法の制定とそれにもとづく中央卸売市場の開場との間に時間的空白が生れるのであり、魚市場をめぐる単複問題が重要な係争点となる理由があった。

- (7) 卸売人・仲買人の規定を規則上あらためて行ったとみられるのは、第2表にみるように6例ある。

ここでは、後年、中央卸売市場法制定後の難問の一つとなった仲買人問題についての解決の傍証となるように思われる大正10(1921)年の熊本県の海産物売買取締規則の規定を引用しておこう。その第2条は「本則ニ於テ仲買人ト称スルハ魚市場業者ヨリ買入レタル物ノ卸売ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」とし、仲買人は魚市場業者より買入れた商品の荷捌卸売を果していると理解している。一方、魚市場業者、いわゆる問屋については第1条で「本則ニ於テ魚市場業者ト称スルハ一定ノ場所ニ於テ製造又ハ加工セザル海産物ヲ漁業者若シクハ其ノ他ノ者ノ為メニ仲買人ニ競売シ又ハ仲買人ノ為メニ買入レヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」とし、食

品市場における荷受卸売と荷捌卸売の機能が市場業者＝問屋と仲買人によって担われる関係をはっきりとつかんでいる。

以上、私は大正期の市場規則の特質を7項目に分って吟味して来た。その結果、本章の一応のまとめとして、次のようなことは云っておいて良いだろう。大正期の食品市場規則には、明治後期の西日本型ないしは植民地型の食品市場規則の特質が更に明瞭にあらわれて来ているといえる。糶売と委託の取引方法規定といい、市場圏規制の存在といい、市町村・漁業組合・産業組合優先条項の存在といい、いずれも大正期制定の食品市場規則の多くが、これを備えている。これを裏返して云えば、こうした条項を備えていなければ、そもそも大正期の市場規則としては制定される意味がなかったということであろう。ということは、当時の食料品流通機構が、いかに改革の必要、あるいは手直しの必要にせまられていたかということ、これらの市場規則がまことに雄弁に物語っているという事でもある。

IV 結論的覚書

以上、明治・大正期の食品市場規則の特質を検討した結果、後考のために次のようなまとめをしておくことは許されよう。

従来の通説・中央卸売市場法以前の道府県の食品市場規則は警察的見地になつたものであるとする小金説、衛生に関心をもつものであったとする作道説は、少なくとも修正を必要とする（そうした条項がないわけではない）。市場史の関心をもってながめると、十分に経済の側面に留意した規則としての性格をもった市場規則であることを、分析の結果は示した。

明治・大正期の市場規則を時期的に区分すると、明治41年の高知県食品市場取締規則以前と以後で二つの時期にわけ得る。明治40年以前の食品市場規則には、それ以後の規則の特質たる取引方法の規定、市場圏規制、市

町村・産業組合・漁業組合優先条項が全く欠けている。

40年以前の食品市場規則には東日本地域の府県が多い。41年以後のそれには西日本地域の府県が多く、しかも魚市場取締規則が多い。なお41年以後の食品市場規則には、糶売と委託の取引方法規定を明記した植民地型市場規則と市場圏規制と市町村・漁業組合・産業組合優先条項を明記した西日本型とがある。こうした特質を欠いた40年以前の食品市場規則を東日本型とっていいであろう。

中央卸売市場法は植民地型市場規則の精神を採用することは出来たが、西日本型市場規則の精神の一部しか採用することが出来なかった。大都市の前期的商業資本の力の強さの故に、漁業組合・産業組合優先条項を明記することは出来なかったのである。

これが、明治・大正期の食品市場規則の特質を分析した私のひとまずの結論である。(1971年9月13日)

〔附記〕

本稿で使用した資料の蒐集に当っては、愛知学院大学商学部助手梓谷光晴氏のご協力を得た。記して深く謝意を表したい。

第1表明治期の市場規則

道府 県名	規則の名称	制定 年度	取扱品 目特定 の有無	対象市場 の卸売・ 小売の別	取引方 法規定 の有無	市場圏 規制の 有無	市町村 ・漁業 組合・ 産業組 合優先 条項の 有無	卸売・ 仲買人 規定の 有無	備 考
①福井	市場設立=関スル件	明治18年	×	卸売・小売	×	×	×	×	漁業組合又は漁業組合連合会の共同販売所には適用せず
②滋賀	市場取締規則	19	×	〃	×	○	×	×	
③宮城	市場設立願=関スル件	20	×	〃	×	×	×	×	
④栃木	市場設置手続	〃	×	×	×	×	×	×	
⑤福岡	魚市場規則	24	○	卸 売	×	×	×	×	
⑥福島	市場規則	25	×	×	×	×	×	×	
⑦愛媛	魚市場開設出願方	26	○	×	×	×	×	×	
⑧東京	食品市場取締規則	29	○	×	×	×	×	×	
⑨山梨	〃	30	○	×	×	×	×	×	
⑩秋田	市場取締規則	32	×	×	×	×	×	×	
⑪青森	〃	33	○	×	×	×	×	×	
⑫神奈川	食品市場営業規則	36	○	×	×	×	×	×	開設者市町村の場合想定の初発
⑬石川	市場規則	37	×	×	×	×	×	×	市場は行商を妨害してはならぬ
⑭富山	食品市場営業規則	38	○	×	×	×	×	×	
⑮高知	食品市場取締規則	41	○	×	×	○	×	×	
⑯愛知	市場取締規則	42	×	卸売・小売	×	×	×	×	
⑰北海道	〃	〃	○	卸 売	○	○	×	×	
⑱新潟	〃	〃	×	×	×	×	×	×	
⑲大分	青物及乾物類市場取締規則	〃	○	×	○	○	×	×	
⑳兵庫	食糧品市場取締規則	43	○	卸 売	○	×	×	×	
㉑佐賀	市場取締規則	〃	○	卸売・小売	○	×	×	×	
㉒鳥取	〃	〃	×	〃	×	×	×	×	
㉓宮崎	〃	〃	○	×	○	○	×	○	
㉔山口	魚市場取締規則	44	○	卸売・小売	×	○	○	×	
㉕千葉	市場取締規則	〃	○	×	○	×	×	×	
㉖大阪	〃	〃	×	×	×	×	×	×	
㉗島根	魚市場取締規則	45	○	×	○	×	×	×	漁業組合及産業組合の共同販売所については適用外

注(1) 各欄の○印は有を示し、×印は無を示す。

(2) ⑥, ⑦, ⑧は、農商務省水産局『現行魚市場規程集』（大正10年）によった。

それ以外は、内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』（大正8年）によった。

(3) 「対象市場の卸売・小売の別」とは、対象市場についての卸売市場か小売市場かの認識の有無を指す。

したがって、単に「一定の日時場所において商品の売買取引をする所」というような規定にとどまっている場合は、この区別をしていないものとして×で処理した。

(4) 「取扱品目特定の有無」とは、食品市場に関する規則であることの表示の有無を指す。